二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十一年三月三日農林水産省告示第三百四十七号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十一年一月二十日農林水産省告示第六十五号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成十一年三月三日農林水産省告示第三百四十六号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県栃木市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
栃木市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県矢板市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
矢板市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○観光庁告示第五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ＪＴＢ沖縄（登録研修機関第二十九号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月十四日

観光庁長官　井手　憲文

一　代表者の氏名の変更

変更前	菊知　良明
変更後	宮島　潤一

二　変更の年月日　平成二十四年四月一日

○観光庁告示第六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ツーリストエキスパーツ（登録研修機関第十四号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月十四日

観光庁長官　井手　憲文

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	株式会社ツーリストエキスパーツ教育受託事業部ＴＤ教育センター
変更後	株式会社ツーリストエキスパーツ本社

二　変更の年月日　平成二十四年四月一日

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、アクトレップ株式会社（登録研修機関第二十号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月十四日

観光庁長官　井手　憲文

一　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	大阪府大阪市北区堂山町十七番十五
変更後	大阪府大阪市西区京町堀一丁目四番九号

二　変更の年月日　平成二十四年四月二十日